

○ 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">地域おこし協力隊推進要綱</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月31日（総行応第38号）制定 平成25年3月29日（総行応第56号、総行人第7号）一部改正 平成26年12月3日（総行応第232号）一部改正 平成29年3月24日（総行応第123号）一部改正 <u>平成30年7月2日（総行応第178号）一部改正</u></p> <p>第1 趣旨</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。</p> <p>一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、</p>	<p style="text-align: center;">地域おこし協力隊推進要綱</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月31日（総行応第38号）制定 平成25年3月29日（総行応第56号、総行人第7号）一部改正 平成26年12月3日（総行応第232号）一部改正 平成29年3月24日（総行応第123号）一部改正</p> <p>第1 趣旨</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。</p> <p>一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、</p>

その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

第3 対象

(1) 略

(2) 略

その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

第3 対象

(1) 略

(2) 略

第4 その他事業推進にあたっての留意事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(別添)

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 略

(2) 略

第4 その他事業推進にあたっての留意事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(別添)

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 略

(2) 略

(3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費

地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者又は事業を引き継ぐ者（以下この要綱において「地域おこし協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は承継者」という。）の起業・事業承継に要する経費については地域おこし協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は承継者1人あたり100万円を上限とする。ただし、1人について一の年度に限る。

【必要経費の例】

- ・設備費、備品費、土地・建物賃借費
- ・法人登記に要する経費
- ・知的財産登録に要する経費
- ・マーケティングに要する経費
- ・技術指導受入れに要する経費

等

2. 都道府県の取組に対する財政措置

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。

(3) 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費

地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者（以下この要綱において「地域おこし協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者」という。）の起業に要する経費については地域おこし協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限とする。ただし、1人について一の年度に限る。

【必要経費の例】

- ・設備費、備品費、土地・建物賃借費
- ・法人登記に要する経費
- ・知的財産登録に要する経費
- ・マーケティングに要する経費
- ・技術指導受入れに要する経費

等

2. 都道府県の取組に対する財政措置

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。